

令和5年度（令和5年6月～令和6年5月分）

特別徴収のしおり

- OCR処理用の特別徴収に係る個人の住民税の納入書等の作成要領
- 給与支払報告
特別徴収にかかる給与所得者異動届出書
- 特別徴収義務者所在地等変更通知書
- 特別徴収への切替申請書（普通徴収→特別徴収）
- 特別徴収税額の納期の特例に関する申請書（承認・取消）
- 退職所得に係る村民税・県民税の特別徴収税額納入内訳届出書
- 郵便局指定通知書

—お 願 い—

- 退職転勤等による異動届出書は翌月の10日迄に必ず提出して下さい。
- 税額の納入は翌月10日迄に必ず納入して下さい。
- 納入書は必ず当月分の納入書を使用して下さい。

恩 納 村 役 場
税 務 課

〒904-0492

恩納村字恩納2451番地

電話 (098)966-1206

FAX (098)966-1266

令和5年度 村民税・県民税特別徴収義務者指定通知書

特別徴収義務者 殿

恩納村長 長 浜 善 巳



地方税法第41条及び第321条の4第1項並びに恩納村税条例45条の規定によって、あなたを令和5年度村民税・県民税の特別徴収義務者にご指定申し上げ、特別徴収税額を別紙個人明細書のとおり通知いたしますので、徴収並びに納入方よろしくお願いいたします。

なお、別紙の「納税義務者への通知書」を交付した後に、納税者がこの通知に記載された事項について不服がある場合は、この通知書を受けとった日の翌日から起算して、3か月以内に村長に対して審査請求をすることができます。

令和5年度 市町村民税・県民税特別徴収について

市町村民税・県民税の特別徴収につきましては、毎年度格別のご協力を賜わり深く感謝いたします。

さて、令和5年度市町村民税・県民税の特別徴収につきましては、貴殿を特別徴収義務者に指定しましたので、下記取扱要項にご留意の上よろしくお取扱いただきますようお願いいたします。

特別徴収事務取扱要項

(1) 市町村民税・県民税の特別徴収

給与所得者の市町村民税・県民税については、地方税法第321条の3の規定により、特別徴収の方法によって徴収することになっており、特別徴収とは、給与支払者が給与の支払いを行うとき、市町村民税・県民税の月割額を差引いて一括納入していただく制度をいいます。

(2) 特別徴収義務者

地方税法第321条の4により、給与の支払いをする者のうち所得税法第183条(源泉徴収義務)の規定によって給与の支払いをする際、所得税を徴収して納付する義務がある者を特別徴収義務者として指定し、市町村民税・県民税を徴収、納付させることとすると規定されています。

従って、市町村から送達された税額通知書によって毎月定められた税額を給与から差引き、定められた期限までに納入する義務が生じることになります。

(3) 特別徴収によって市町村民税・県民税を徴収される者

令和4年中に給与の支払を受け、かつ令和5年4月1日現在給与の支払を受けている者です。

(4) 納税義務のない者

生活保護の規定による生活扶助を受けている者、並びに障害者、未成年者、寡婦、ひとり親

※前年の所得金額が135万円を超える場合を除く

※寡婦及びひとり親のうち、住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載がある者は対象外とする

(5) 市町村民税・県民税の特別徴収税額通知書

特別徴収関係書類を受取られましたら、同封の税額通知書を納税者に交付してください。

(6) 給与所得以外の所得がある場合

納税者に給与所得以外の所得(事業所得・配当所得・不動産所得等)があるとき、これに係る税額は原則として給与所得に係る税額と合算して

特別徴収することになっています。ただし、納税者が給与所得以外の所得にかかる税額を普通徴収（納税者より直接納付）の方法により納付したい旨を申告書に記載している場合は、給与所得と分離して普通徴収の方法によって納めることができます。

(7) 月割額の徴収方法

同封の「令和5年度給与所得等に係る市町村民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書」にそれぞれの月額を算出してありますので、第1回分（6月分）の月割額は支払の給与が何月分であっても実際に6月中に支給する給与から第1回分を徴収し、以降順次翌年の5月分まで、その該当する月割額を差引き徴収してください。

(8) 月割額の納入及びその納入期限

徴収された月割額は、同封の納入書によって指定された納入場所（金融機関等）に徴収すべき月の翌月10日までに納入してください（1回目は7月10日、以降順次翌月10日まで）。なお、給与の遅払、その他天災・火災などにより納期限までに納入できないときは延滞金などの関係がありますので、納期限内に文書をもって申し出てください。

(9) 納入の場所

1. 市町村役場窓口
2. 市町村民税・県民税収納取扱金融機関

(10) 月割額を納期限までに納入しなかった場合

特別徴収義務者が納期限までに月割額を納入しなかったときは、その翌日から納入の日までの期間に応じ延滞金が徴収されます。また、督促状発送の日から起算して10日を経過した日までに完納しないときは滞納処分を受けることになります。

(11) 特別徴収に係る異動届

給与所得者に給与を支払う者が、当該給与所得者に給与の支払を行わないこととなった場合においては、その支払わないこととなった日の属する月の翌月10日までに綴込の「給与支払報告
特別徴収」にかかる給与所得者異動届出書により給与の支払を受けなくなった者の氏名、その者に係る特別徴収税額のうち既に徴収した月割額の合計額、その他必要事項を記入し、市町村へ提出してください。なお、転勤される場合は特別徴収の継続のため特別徴収義務者の指定替えをしますので、遅滞なく届出されるようお願いします。

(12) 退職手当等からの一括徴収

納税者が退職・転勤又は無給休職などにより特別徴収ができなくなった未納額は、普通徴収の方法による納税通知書を市町村から直接納税義務者に交付し、納付していただくことになっていますので、退職後の住所を正確に記入してください。

なお、令和5年6月1日から12月31日までの間の退職の場合は、給与所得者から申し出があったときに限り未納分の金額を給与又は退職手当等から一括徴収することができます。令和6年1月1日から4月30日までの間の退職の場合、残税額を超える給与又は退職手当等を支払うときは、本人からの申出に基づくことなく未納税額を一括徴収しなければなりません。

(13) 特別徴収税額の変更

特別徴収税額に誤りがあったり、又はこれを変更する必要があるときは、「特別徴収の税額決定・変更通知書(特別徴収義務者用)並びに(納税義務者用)」をお送りしますので、後者の通知書を納税者に交付の上、変更の通知に指定してある月から変更後の月割額により徴収してください。

(14) 審査請求

納税者は納税者への通知書に記載された事項について不服があるときは、通知書を受取った日から3か月以内に市町村長に審査請求をすることができます。

(15) 退職手当に係る特別徴収

退職所得に対する個人の市町村民税・県民税は、退職手当等の支払の際、所得税の場合と同様に、退職手当等の支払者がその税額を計算し、その税額を退職手当等から納入していただくことになっています。また、それとあわせて綴込の「退職所得に係る市町村民税・県民税の特別徴収税額納入内訳届出書」の提出も必要になります。

1. 課税する市町村と納税義務者

- ・退職所得に係る市町村民税・県民税を課税する市町村は、退職手当等の支払を受ける人(納税義務者)のその退職手当等の支払を受けるべき日(通常は退職した日)の属する年の1月1日現在における住所の所在する市町村です。
- ・退職所得に係る個人の市町村民税・県民税の納税義務者は、市町村に住所を有する、退職手当等の支払を受ける方です。

2. 退職所得の金額

退職所得の金額は、退職所得控除後の退職手当等の金額の2分の1に相当する金額となる

退職所得の金額 = (退職手当等収入金額 - 退職所得控除額) $\times \frac{1}{2}$ (1,000円未満の端数は切捨て)

(注) 勤続年数5年以内の法人役員等(公務員含む)については、2分の1を乗じる措置を廃止する(平成25年1月1日以後に支払われるべき退職手当に適用)。

(注) 勤続年数5年以内の法人役員等以外の退職金については、退職所得控除額を控除した残額の300万円を超える部分について、2分の1課税を適用しないこととする(令和4年1月1日以後に支払を受けるべき退職手当等に係る個人住民税について適用)。

3. 退職所得の控除額

勤続年数	控 除 額
20年まで	40万円×勤続年数 (80万円に満たないときは80万円)
21年以上	(勤続年数－20年)×70万円＋800万円

※勤続年数に端数があるときは、切り上げて算定します。

例) 24年9カ月→25年

4. 特別徴収すべき税額の計算方法

退職所得にかかる市町村民税・県民税の税額は、退職所得の金額に税率（市町村民税6%、県民税4%）を適用して計算します。

$$\left(\begin{array}{|c|} \hline \text{退職手当等} \\ \hline \text{収入金額} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{退職所得} \\ \hline \text{控除額} \\ \hline \end{array} \right) \rightarrow \begin{array}{|c|} \hline \text{退職所得控除後の} \\ \hline \text{退職手当等の金額} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline 2 \text{ 分の } 1 \\ \hline (1,000 \text{ 円未満切捨て}) \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{税 率} \\ \hline \text{市町村民税 } 6 \% \\ \hline \text{県 民 税 } 4 \% \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{特別徴収すべき税額} \\ \hline \text{市 町 村 民 税} \\ \hline \text{県 民 税} \\ \hline \end{array}$$

例) 勤続年数24年2月、退職手当支払額14,223,632円の場合：退職所得控除額（25年として計算）→11,500,000円

$$\left(\begin{array}{|c|} \hline 14,223,632 \text{ 円} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline 11,500,000 \text{ 円} \\ \hline \end{array} \right) \rightarrow \begin{array}{|c|} \hline 2,723,632 \text{ 円} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline 2 \text{ 分の } 1 \\ \hline = \\ \hline 1,361,000 \text{ 円} \\ \hline (1,000 \text{ 円未満切捨て}) \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{税 率} \\ \hline \text{市町村民税 } 1,361,000 \text{ 円} \times 6 \% \\ \hline \text{県 民 税 } 1,361,000 \text{ 円} \times 4 \% \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{特別徴収すべき税額} \\ \hline \text{市 町 村 民 税 } 81,600 \text{ 円} \\ \hline \text{県 民 税 } 54,400 \text{ 円} \\ \hline \text{合 計 } 136,000 \text{ 円} \\ \hline (100 \text{ 円未満切捨て}) \\ \hline \end{array}$$

(注) 勤続年数5年以内の法人役員等（公務員含む）については、2分の1を乗じない。

(注) 勤続年数5年以内の法人役員等以外の退職金については、退職所得控除額を控除した残額の300万円を超える部分について、2分の1課税を適用しないこととする(令和4年1月1日以後に支払を受けるべき退職手当等に係る個人住民税について適用)。

(16) 納期の特例

特別徴収義務者は、給与の支払いを受ける方が常時10人未満である場合は、特別徴収税額の納期の特例に関する申請書を市町村長に対して提出し、その承認を受けたときは、下記のとおり年2回にわけて特別徴収税額を納入することができます。

1. 6月分から11月分までは12月10日まで
2. 12月分から5月分までは6月10日まで

市町村民税・県民税算出方法

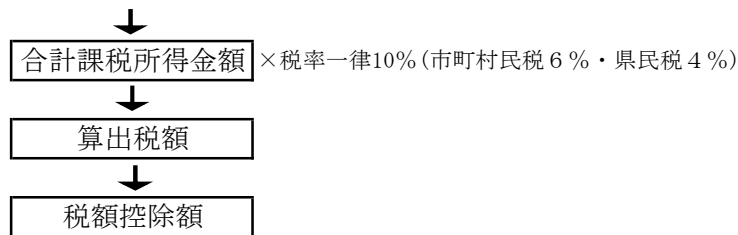
総 所 得 金 額



(所 得 控 除)

種 類	控 除 額
[1] 雑損控除	次のいずれか多い方の金額 ①(損失の金額－保険金等により補てんされた額) －(総所得金額等合計額×1/10) ②災害関連支出の金額－5万円
[2] 医療費控除	次のいずれかを選択 ①従来の医療費控除額(限度額200万円) (支払った医療費－保険金等により補てんされた額) －{(総所得金額等の合計額×5/100)又は10万円のいずれかの低い ②セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)(限度額88,000円 税制対象医薬品の購入額－12,000円
[3] 社会保険料控除	支払った額
[4] 小規模企業共済等掛金控除	支払った額
[5] 生命保険料控除	○旧制度(一般・年金それぞれ算出した金額の合計額(上限額70,000円))
	年間の支払保険料 控 除 額
	15,000円以下 支払保険料等の全額
	15,000円超 40,000円以下 支払保険料等×1/2+7,500円
	40,000円超 70,000円以下 支払保険料等×1/4+17,500円
	70,000円超 一律35,000円
[5] 生命保険料控除	○新制度(一般・年金・介護医療それぞれ算出した金額の合計額(上限額70,000円))
	年間の支払保険料 控 除 額
	12,000円以下 支払保険料等の全額
	12,000円超 32,000円以下 支払保険料等×1/2+6,000円
	32,000円超 56,000円以下 支払保険料等×1/4+14,000円
	56,000円超 一律28,000円
[6] 地震保険料控除	(1) 支払った保険料がすべて地震保険料契約に係るものである場合 ①50,000円以下の場合・・・支払った保険料の半額(1/2) ②50,000円を超える場合・・・25,000円
	(2) 支払った保険料がすべて旧長期損害保険料契約に係るものである場合 ①支払った保険料が5,000円以下の場合・・・支払った保険料の全額 ②支払った保険料が5,000円を超え15,000円以下の場合 ・・・(支払った保険料の金額の合計額)×1/2+2,500円 ③支払った保険料が15,000円を超える場合・・・10,000円
	(3) (1)・(2)両方がある場合 (1)・(2)それぞれの方法で計算した金額の合計額(限度額25,000円)

	障害者である納税義務者、 同一生計配偶者及び扶養親族 1 人につき・・・・・・・・・・ 26万円 (特別障害者については ・・・・・・・・・・ 30万円) (同居特別障害者については ・・・・・・・・・・ 53万円)						
7 障害者控除							
8 寡婦 (ひとり親)控除	配偶関係		死 別	離 別	未 婚		
	本人所得		500万円以下	500万円以下	500万円以下		
	扶養親族	有	子	ひとり親	30万円	30万円	30万円
			子以外		26万円		
		無	寡婦	26万円			
※本人男性の場合はひとり親のみ適用							
9 勤労学生控除	納税義務者が勤労学生で合計所得が75万円以下 ・・・・・・・・・・ 26万円						
10 配偶者控除 および 配偶者特別控除	生計を一にする配偶者(他の納税者の扶養親族又は事業専従者を除く。)を有する納税義務者で、前年の合計所得金額が1,000万円以下の者である場合には、その者の総所得金額から次の区分に応じた金額を控除します。						
			納税者本人の所得金額				
	配偶者の合計所得金額		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下		
	配偶者控除	70歳未満 (控除対象配偶者)	48万円以下	33万円	22万円	11万円	
		70歳以上 (老人控除対象配偶者)		38万円	26万円	13万円	
	配偶者特別控除	48万円超 100万円以下		33万円	22万円	11万円	
		100万円超 105万円以下		31万円	21万円	11万円	
		105万円超 110万円以下		26万円	18万円	9万円	
		110万円超 115万円以下		21万円	14万円	7万円	
		115万円超 120万円以下		16万円	11万円	6万円	
		120万円超 125万円以下		11万円	8万円	4万円	
		125万円超 130万円以下		6万円	4万円	2万円	
	130万円超 133万円以下		3万円	2万円	1万円		
11 扶養控除	● 扶養親族 1 人につき ・・・・・・・・・・ 33万円 ただし、扶養親族が0～15歳(年少)の場合は ・・・・・・・・・・ なし 16歳～18歳(一般)の場合は ・・・・・・・・・・ 33万円 19歳～22歳(特定)の場合は ・・・・・・・・・・ 45万円 70歳以上(老人)である場合には ・・・・・・・・・・ 38万円 ● 納税義務者又は配偶者の直系尊属で、同居している 70歳以上の扶養親族(同居老親)は 1 人につき ・・・・・・・・・・ 45万円						
12 基礎控除	合計所得金額		基礎控除額				
			改正後(R3年度以降)	改正前			
	2,400万円以下		43万円	33万円(所得制限なし)			
	2,400万円超 2,450万円以下		29万円				
	2,450万円超 2,500万円以下		15万円				
	2,500万円超		適用なし				



調整控除(所得税と市町村・県民税の人的控除額の差に基づく負担増の減額措置)

* 合計課税所得金額が200万円以下の者…次の①と②のいずれか小さい額の5%(市町村民税3%、県民税2%)

① 5万円に所得税との人的控除の差の合計額を加算した金額 ② 合計課税所得金額

* 合計課税所得金額が200万円超の者

…①の金額から②の金額を控除した金額(5万円を下回る場合は5万円)の5%(市町村民税3%、県民税2%)

① 5万円に所得税との人的控除の差の合計額を加算した金額

② 合計課税所得金額から200万円を控除した額

※ただし、この金額が2,500円未満の場合は、2,500円(市町村民税1,500円、県民税1,000円)とする。

配当控除 配当控除額=配当所得×控除率

		1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
		市町村民税	県民税	市町村民税	県民税
利 益 の 配 当 等		1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
私 募 証 券 投資信託等	外貨建等証券 投資信託以外	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
	外貨建等証券 投資信託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%



◎配当割額控除額又は株式等譲渡所得割額控除額

区 分	市町村民税	県 民 税
配 当 割 額 又 は 株 式 等 譲 渡 所 得 割 額	5 分 の 3	5 分 の 2

+

市町村民税均等割額	3,500円
県 民 税 均 等 割 額	1,500円

※合計所得が2,500万円を超える場合、調整控除が適用されないことになります。

個人住民税の均等割税率の改正

「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律(平成23年法律第118号)」が制定されたことに伴い、地方公共団体が実施する防災のための施策に要する費用の財源を確保するために、臨時的に個人住民税の均等割の税率を引き上げることになりました。

【特例の内容】

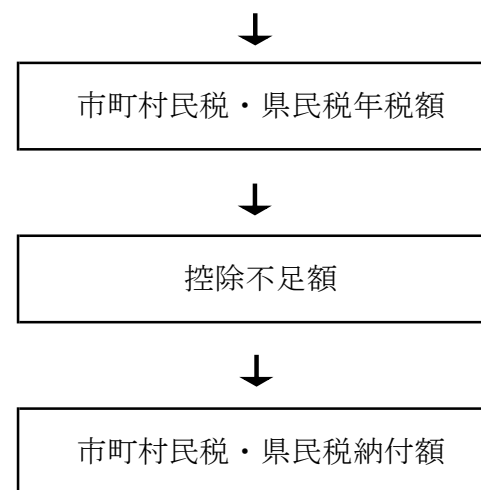
市町村民税、県民税の均等割にそれぞれ500円が加算されます。

均 等 割	改 正 前	改 正 後
市 町 村 民 税	3,000	3,500
県 民 税	1,000	1,500
合 計	4,000	5,000

【特例の期間】

平成26年度から令和5年度までの10年間

※平成25年1月1日から令和4年12月31日までの各年分の間に得た収入が対象となります。





市町村民税・県民税額の計算

支払い給与総額	5,335,000円			
社会保険料控除額	164,000円			
生命保険料控除額	35,000円			
配偶者控除額	330,000円	→ 所得税控除額	380,000円	所得税との人的控除の差 = 50,000円
扶養控除額(特定扶養1人)	450,000円	〃	630,000円	〃 180,000円
基礎控除額	430,000円			所得税との人的控除の差の合計 = 230,000円

課税標準

5,335,000円の給与所得控除後の額・・・3,825,600円

3,825,600円 - 164,000円 - 35,000円 - 330,000円 - 450,000円 - 430,000円 = 2,416,600 ≒ 2,416,000円 (1,000円未満切捨)

① 市町村民税

$$\left(2,416,000 \text{円} \times \frac{6}{100}\right) - 1,500 \text{円} + 3,500 \text{円} = 146,900 \text{円} \quad \text{※括弧内、100円未満切捨て}$$

(合計課税所得金額) (税率) (調整控除額) (均等割) (市町村民税額)

↓

合計課税所得が200万円超の場合・・・5万円 + 人的控除の差の合計 - (合計課税所得金額 - 200万円)

50,000円 + 230,000円 - 416,000円 = △136,000 ※50,000円を下回る場合は50,000円

50,000円の3% = 1,500円

② 県民税

$$\left(2,416,000 \text{円} \times \frac{4}{100}\right) - 1,000 \text{円} + 1,500 \text{円} = 97,100 \text{円} \quad \text{※括弧内、100円未満切捨て}$$

(合計課税所得金額) (税率) (調整控除額) (均等割) (県民税額)

↓

50,000円の2% = 1,000円

③ 市町村民税・県民税合計年税額

$$146,900 \text{円} + 97,100 \text{円} = 244,000 \text{円}$$

(市町村民税額) (県民税額) (年税額)

④ 特別徴収での月割額の算出

244,000円 ÷ 12月 = 20,300円・・・余り400円 (1,000円未満の端数は6月分に加算します。)
6月分:20,700円、7月分以降:20,300円

OCR処理用の特別徴収に係る個人の住民税の納入書等の作成要領

沖縄県恩納村		個人市町村民税 個人県民税		領 収 証 書	
市町村コード		口 座 番 号		加 入 者 名	
4 7 3 1 1 1				恩納村会計管理者	
①		指 定 番 号		納入金額(1) 円	
令和 年 月 分		②		③ 3, 100	
納入すべき金額が右 の納入金額(1)の欄の金 額と異なるときは、納 入金額(1)の欄を横線で 抹消し、納入金額を(2) の欄に記入して下さい。		給与分 (一括徴収 分を含む) 円		④	
		退 職 所得分		⑤	
		延滞金			
		督促 手数料			
納期限 令和 年 月 日		合計額			
(特別徴収義務者)				領収日付印	
住 所 〒 又は 所在地		⑥			
氏 名 又は 名 称					

上記のとおり領収しました。

(納入者保管)

沖縄県恩納村		個人市町村民税 個人県民税		納 入 書	
市町村コード		口 座 番 号		加 入 者 名	
4 7 3 1 1 1				恩納村会計管理者	
①		指 定 番 号		納入金額(1) 円	
令和 年 月 分		②		③ 3, 100	
納入すべき金額が右 の納入金額(1)の欄の金 額と異なるときは、納 入金額(1)の欄を横線で 抹消し、納入金額を(2) の欄に記入して下さい。		給与分 (一括徴収 分を含む) 円		④	
		退 職 所得分		⑤	
		延滞金			
		督促 手数料			
納期限 令和 年 月 日		合計額			
※ 日計		口 円			
(特別徴収義務者)				領収日付印	
住 所 〒 又は 所在地		⑥			
氏 名 又は 名 称					

上記のとおり領収しました。

(金融機関保管)

沖縄県恩納村		個人市町村民税 個人県民税		納入済通知書	
市町村コード		口 座 番 号		加 入 者 名	
4 7 3 1 1 1				恩納村会計管理者	
年 月 分		指 定 番 号		納入金額(1) 円	
令和 ①		②		③ 3, 100	
納入すべき金額が右 の納入金額(1)の欄の金 額と異なるときは、納 入金額(1)の欄を横線で 抹消し、納入金額を(2) の欄に記入して下さい。		給与分 (一括徴収 分を含む) 円		④	
		退 職 所得分		⑤	
		延滞金			
		督促 手数料			
納期限 令和 年 月 日		合計額			
(特別徴収義務者)				領収日付印	
住 所 〒 又は 所在地		⑥		納	
氏 名 又は 名 称					

上記のとおり通知します。受付店→指定金融機関→沖縄県恩納村役場(市町村保管)

- ①には 課税年度、納入月を記入してください。(①②③⑥の各欄は当初課税のみコンピューターで印字されます。)
- ②には 市町村より通知のあった「指定番号」を記入してください。
- ③には 当初課税の納入金額が各月毎に印字されています。(1)の金額と納入すべき金額が異なるときには④の欄へ記入してください。(9項参照)
- ④には 毎月個人から徴収した市町村民税、県民税の合計額を記入してください。
なお、退職により一括徴収した税額がある場合は、上記金額と合わせて合計額を記入してください。
- ⑤には 退職者があり、市町村民税・県民税がかかるだけの退職金を支払ったときに、その市町村民税・県民税の合計額を記入してください。
その場合、納入済通知書の裏(9頁参照)の市町村民税・県民税納入申告書も必ず記入してください。
なお、「市町村民税・県民税(退職所得分)納入申告書」には次のことを必ず記入してください。
1. 納税人員 2. 退職金の支払額 3. 特別徴収した市町村民税・県民税額
- ⑥には 納めてくださる会社等の住所(所在地)、氏名(名称)を記入してください。会社のゴム印でもよろしいですが必ず3枚とも押してください。

納入済通知書の裏面

市町村民税 県 民 税		納 入 申 告 書	
殿			
令和 年 月 日 提出		年 月 分	人員 人
退職手当等支払金額		十 億 千 百 十 万 千 百 十 円	
特 別 徴 収 税 額	市町村民税 県民税		
地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により上記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。			
(特別徴収義務者) 住 所 〒 又は所在地 氏 名 又は名称 法人番号又は個人番号			(受付印)

納 入 書 の 裏 面

琉球銀行・沖縄銀行・沖縄海邦銀行 沖縄県農業協同組合 ※ 各本店、支店及び出張所 全国の郵便局、ゆうちょ銀行(沖縄県以外でのご利用は「郵便局指定通知書」が必要です) 納入書の記入及び取扱いについてお願い 字体 <table border="1"><tr><td>0</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td></tr></table> 1. 納入書は、光学文字読取装置(OCR)で直接 読取りを行ないますので「黒のボールペン」を使用し、上記の字体にならって枠からはみださないように大きめの数字で明瞭に記入して下さい。 2. 汚したり、折り曲げたり、ピンやホッチキスでとめないで下さい。	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	

2 納入すべき金額が納入金額の(1)の欄の金額と異なる時の使用例

沖縄県恩納村		個人市町村民税 個人県民税	領 収 証 書
市町村コード	口座番号	加入者名	
4 7 3 1 1 1		恩納村会計管理者	
	指定番号	納入金額(1) 円	
令和 年 月 分		3,100	
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額を(2)の欄に記入して下さい。	給与分 (一括徴収分を含む)	億 千 百 十 万 千 百 十 円	
納 入 金 額 (2)	退 職 所得分		
	延滞金		
納期限 令和 年 月 日	督 促 手数料		
	合計額		2 6 0 0
(特別徴収義務者) 住 所 〒 又は 所在地 氏 名 又は 名 称		領 収 日 付 印	
上記のとおり領収しました。(納入者保管)			

沖縄県恩納村		個人市町村民税 個人県民税	納 入 書
市町村コード	口座番号	加入者名	
4 7 3 1 1 1		恩納村会計管理者	
	指定番号	納入金額(1) 円	
令和 年 月 分		3,100	
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額を(2)の欄に記入して下さい。	給与分 (一括徴収分を含む)	億 千 百 十 万 千 百 十 円	
納 入 金 額 (2)	退 職 所得分		
	延滞金		
納期限 令和 年 月 日	督 促 手数料		
	合計額		2 6 0 0
(特別徴収義務者) 住 所 〒 又は 所在地 氏 名 又は 名 称		領 収 日 付 印	
上記のとおり領収しました。(金融機関保管)			

沖縄県恩納村		個人市町村民税 個人県民税	納入済通知書
市町村コード	口座番号	加入者名	
4 7 3 1 1 1		恩納村会計管理者	
年 月 分	指定番号	納入金額(1) 円	
令和 ① ② ③ ④ ⑤ ⑥	⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫	3,100	
	給与分 (一括徴収分を含む)	億 千 百 十 万 千 百 十 円	
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額を(2)の欄に記入して下さい。	納 入 金 額 (2)	退 職 所得分	
		延滞金	
納期限 令和 年 月 日		督 促 手数料	
		合計額	2 6 0 0
領 収 日 付 印	(特別徴収義務者) 住 所 〒 又は 所在地 氏 名 又は 名 称	納	
上記のとおり通知します。受付店→指定金融機関→沖縄県恩納村 (市町村保管)			